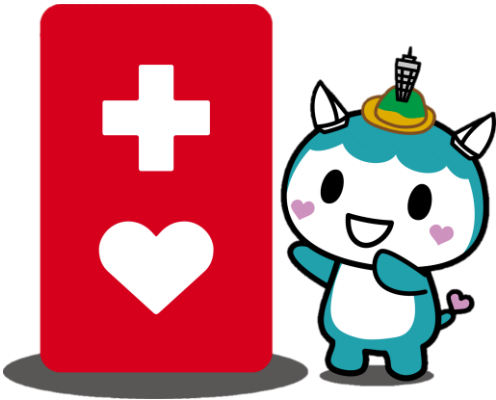


藤沢市日中一時支援事業ガイドブック

日中一時支援事業は、障がい者等の日中活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の一時的な支援を目的とします。

令和7年4月

1 サービスの概要	… p 1
（1）利用者の方へ	
ア 申請から利用の流れ	… p 3
イ 注意点	… p 4
（2）事業者の方へ	
ア 事業所登録関連	… p 5
イ 請求関連	… p 6
ウ サービスコード一覧表	… p 7



お問い合わせ

内容	事業所登録等の届出、 請求書類の送付先	日中一時支援事業の相談・利用申請	
		1 8 歳以上の方	1 8 歳未満の方
担当	障がい者支援課 藤沢市役所 本庁舎 2 階	こども家庭センター 藤沢市役所 本庁舎 3 階	
電話	0 4 6 6 - 5 0 - 3 5 2 8	0 4 6 6 - 5 0 - 3 5 6 9	
FAX	0 4 6 6 - 2 5 - 7 8 2 2	0 4 6 6 - 5 0 - 8 4 2 8 (子ども総務課内)	
住所	〒2 5 1 - 8 6 0 1 藤沢市朝日町 1 番地の 1		

1 サービスの概要

対象者	65歳未満の方で、未就学児を除きます。 ・身体障がい者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・児童相談所等で判定を受けた方 ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 ・自立支援医療（精神通院）を受給している方及び診断書等により精神障がいや発達障がいについて確認出来る方 ・難病患者の方（特定医療費（指定難病）医療受給者証や診断書等により難病等について確認できる方） *小学生は、放課後等デイサービスを併用することが利用条件です。
-------------------	--

サービス類型	内容	利用時間 (1か月あたり)
サービス併用型	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および通所型日中一時支援の支給決定を受け、それらのサービスを利用しない時間帯に当該サービスを利用する場合。	1日あたり10時間 1か月あたり230時間
通所型	生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援の支給決定を受けず、当該サービスを利用する場合。	
放課後等 デイサービス併用型	放課後等デイサービスの支給決定を受け、そのサービスを利用しない時間帯に当該サービスを利用する場合。また、利用者が放課後等デイサービスの利用対象の年齢である場合。	

報酬額と利用者負担額								
	時間	基準単位	利用者負担割合					
			課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯			
日中一時支援	30分	100	5 %負担		なし			
	1時間	150						
	1時間30分	180						
	2時間	200						
	2時間30分	380						
	3時間	430						
	3時間30分	480						
	4時間	500						
	4時間30分	550						
	5時間	580						
	5時間30分	630						
	6時間	680						
	6時間30分	730						
	7時間	780						
	7時間30分	830						
	8時間	880						
	8時間30分	930						
	9時間	980						
	9時間30分	1,030						
	10時間	1,080						
	10時間30分	1,140						
	11時間	1,200						
	11時間30分	1,260						
	12時間	1,320						
早朝・夕方支援加算	30分	100	5 %負担		なし			
	1時間	140						
	1時間30分	350						
	2時間	600						
	2時間30分	800						
	3時間	900						
	3時間30分	950						
	4時間	1,000						
給食加算		42						
送迎加算		50						
入浴加算		40						
◎早朝・夕方加算対象時間 ※支援時間を15分を超えた場合加算対象 （早朝）午前7時30分から午前10時30分まで （夕方）午後3時から午後7時まで								
注意事項								
◎食費や光熱水費等の必要な経費は実費となります。								
◎サービス提供の算定時間は、原則として施設内で活動している時間のみです。送迎の時間は含まれません。								
◎対象者が児童である場合、その教育施設からの送迎についても加算の対象とします。								
◎給食加算と入浴加算は、1回の利用につき、複数回のサービス提供（食事・入浴）であっても、請求回数は「1」となります。								
◎送迎加算の請求は、片道であれば「1」、往復であれば「2」となります。								
◎市内の交通渋滞等を考慮し、利用者の標準送迎時間（あらかじめ届け出が必要）を超えた送迎時間帯については、報酬算定時間の対象とします。								

(1) 利用者の方へ

ア 申請から利用の流れ

【①市へ利用申請】→【②市から支給決定を受け受給者証の交付を受ける】
→【③事業者を選定し、契約を結ぶ】→【④利用する】

①利用申請

利用者は市（18歳以上の方は障がい者支援課、18歳未満の方はこども家庭センター）へ申請をし、市は必要時間を決定します。

申請書は[【e-kanagawa電子申請】藤沢市地域生活支援事業支給申請書](#)からダウンロードできます。

介護保険対象者は、申請時に有効なケアプランの写しを市へご提出ください。

②支給決定

市は決定した時間数について、「藤沢市地域生活支援事業受給者証（みどりいろ）」を交付します。

③事業者を選定し、契約を結ぶ

支給決定の範囲以内で事業者と契約を結んでください。その際、事業者に「藤沢市地域生活支援事業受給者証（みどりいろ）」を提示してください。

④利用する

実費負担が発生した場合は、事業者との契約に基づき、直接事業者を支払ってください。

(みどりいろ) (一)	
藤沢市地域生活支援事業受給者証	
受給者証番号	
支給決定障がい者等	居住地
	フリガナ
	氏名
児童	生年月日
	フリガナ
	氏名
生年月日	
障がい種別 2	
交付年月日	
負担割合 適用期間	
支給市町村名 及び 印	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市長 142059

◎その他、手続きが必要なもの

(1) 利用期間の更新

手続きは有効期限の3か月前から受け付けます。

(2) 氏名・住所・連絡先・送付先・課税世帯情報の変更

随時受け付けます。氏名や住所、課税世帯情報が変わった場合は新しい受給者証を発行しますので、手元に届いたら契約している事業者へ提示してください。

(3) 利用の取りやめ、利用資格の喪失（死亡、転出等）

随時受け付けます。契約している事業者へは別途連絡をし、契約終了の手続きをしてください。

(2) と (3) の変更に係る申請書は[【e-kanagawa電子申請】藤沢市地域生活支援事業支給申請内容変更届出書](#)からダウンロードできます。



イ 注意点

（１）事業者と契約を交わす際は、契約内容をよく確認してください。

- ・利用者は日中一時支援を事業者へ依頼する際に、事業者と個別に契約を交わします。契約の内容には個人情報の取り扱いや実費負担額、キャンセル料等について定められています。必ず内容を確認してください。
- ・住まいの場所や課税世帯情報等が変わり、受給者証が更新された場合は速やかに事業者へ連絡をしてください。

（２）登録類型ごとに利用内容が異なります。

- ・サービス併用型、通所型は全て利用内容が異なります。
- ・交付された「藤沢市地域生活支援事業受給者証（みどりいろ）」の備考欄を必ず確認し、利用希望の類型が記載されているかご確認ください。

（３）他の障がい福祉サービスの支給決定が類型に影響します。

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援、通所型日中一時支援の支給決定を受けの支給決定を受けているかたは、「サービス併用型」の類型になります。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の支給決定を受けているかたは、「通所型」を利用することができません。
- ・放課後等デイサービスの利用対象の年齢である場合は、「放課後等デイサービス併用型」の類型になります。

（４）通所交通費について。

- ・通所交通費の申請対象となるのは通所型のみです。

（５）その他

- ・日中サービス支援型グループホームに入居している場合、グループホームで日中活動を行うと考えられることから、原則としてグループホームでの日中活動を優先してご利用いただきます。日中一時支援事業の利用を希望する場合は障がい者支援課までお問い合わせください。



(2) 事業者の方へ

ア 事業所登録関連

(ア) 新たに日中一時支援事業を実施する事業者の場合

① 「藤沢市地域生活支援事業 事業所登録」の申請書、定款、運営規程、人員配置がわかる書類（勤務形態一覧表等）の提出をお願いします。

「藤沢市地域生活支援事業 事業所登録」の申請書については、藤沢市のホームページ（[障がい福祉サービス事業者の方（申請書等） | 藤沢市 \(city.fujisawa.kanagawa.jp\)](http://city.fujisawa.kanagawa.jp)）からダウンロードできます。

② かながわ自立支援給付費等支払システム「地域生活支援事業所・単独事業所登録シート」の提出をお願いします。

③ 既に藤沢市外で日中一時支援事業者の指定を受けている事業者の場合

上記②の手続きは、指定を受けた市町村の決定通知書（神奈川県が付番がわかるもの）の写しを提出することで省略できます。

藤沢市で支給決定されている方に日中一時支援事業を提供する場合は、藤沢市の基準でサービス提供を行い、藤沢市の単価で請求してください。

(イ) 事業の変更（追加）、その他申請内容に変更が生じた場合

事業変更届出書を事実発生から10日以内にご提出ください。また変更内容により必要となる書類を合わせてご提出ください。

(ウ) 事業所登録を廃止する場合

廃止の1か月前までに手続きをし、利用者が困らないよう次の事業所へ引き継ぎをしてください。

(エ) 注意点

- 複数の類型で日中一時支援事業を提供する場合は、類型ごとに「藤沢市地域生活支援事業 事業所登録」の申請書の提出が必要です。
- 同じ建物内に居住の場（グループホーム等）がある場合、同一法人が日中一時支援事業所を同時建物内で開設することはできません。

サービス提供の留意点

「1 サービスの概要（p1）」「（1）利用者の方へ（p3～4）」をよくお読みください。

- 受給者証の備考欄に類型の記載がありますので必ず確認してください。
- 受給者証に記載のある類型以外の類型で利用することはできません。
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援との併用について、同一日・同一敷地内での当該サービスの提供は、営業時間が重複しないことが条件となります。
- 原則として、送迎の範囲は、日中一時支援事業所と自宅間のみです。なお、児童の場合はその教育施設からの送迎についても加算の対象とします。
- 算定時間が15分に満たない場合、請求対象外となります。



(オ) 事業所設置規定

①サービス提供責任者	◎ 1人以上のサービス提供責任者を配置してください。 ◎ サービス提供責任者は、管理者・サービス提供者と兼務することができます。
②サービス提供者	◎ 日中一時支援サービスを提供する事業所を利用する対象者（以下「利用者」という。）が10人以下の場合は2人配置してください。 ◎ 利用者が10人を超えた場合、利用者5人ごとに1人のサービス提供者を配置してください。 （例：利用者20人の場合、2人（基本配置）+ 2人（超過分）人 = 4人
③設備	◎ 日中一時支援事業所は、活動スペースを有するほか、サービス提供に必要なその他の設備及び備品を備えてください。
④運営規定	◎ 日中一時支援事業者は、次の各号に掲げる事項の運営規定を定めておかねばなりません。 ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 利用定員 ・ 日中一時支援の内容及び利用者から受領する費用の額 ・ 通常の送迎の実施地域 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関すること
⑤利用定員	◎ 5人以上とします。
⑥その他	◎ 次のすべてを満たすこと ・ 法人格を有し一定の配置基準、施設基準を満たすこと。 同一敷地内において、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援と併設する事業所については、サービス提供時間が異なること。

イ 請求関連

- ① かながわ自立支援給付等支払システム（国保連）からの請求をしてください。
- ② サービス提供月の翌月 10 日（土日祝日の場合はその前の金曜日）までに（必着）、
「サービス提供報告書」の写しを藤沢市障がい者支援課へ提出してください。
- ③ 請求受領後に請求誤りがあった場合は、請求月の7日正午までに過誤申立書を障がい者支援課へ提出して、正しい内容を国保連へ再請求してください。
過誤申立書の様式は[過誤申立書について | 藤沢市 \(city.fujisawa.kanagawa.jp\)](#)からダウンロードできます。



ウ サービスコード一覧表

(ア) 負担割合0%

サービスコード	単位数	サービス名称	判定時間・限度回数	
20014		日中一時 障がい者・児 低所得、生活保護 決定		
21137	100	日中一時支援 30分	15分以上	45分未満
21138	150	日中一時支援 1時間	45分以上	1時間15分未満
21139	180	日中一時支援 1時間30分	1時間15分以上	1時間45分未満
21140	200	日中一時支援 2時間	1時間45分以上	2時間15分未満
21141	380	日中一時支援 2時間30分	2時間15分以上	2時間45分未満
21142	430	日中一時支援 3時間	2時間45分以上	3時間15分未満
21143	480	日中一時支援 3時間30分	3時間15分以上	3時間45分未満
21144	500	日中一時支援 4時間	3時間45分以上	4時間15分未満
21145	550	日中一時支援 4時間30分	4時間15分以上	4時間45分未満
21146	580	日中一時支援 5時間	4時間45分以上	5時間15分未満
21147	630	日中一時支援 5時間30分	5時間15分以上	5時間45分未満
21148	680	日中一時支援 6時間	5時間45分以上	6時間15分未満
21149	730	日中一時支援 6時間30分	6時間15分以上	6時間45分未満
21150	780	日中一時支援 7時間	6時間45分以上	7時間15分未満
21151	830	日中一時支援 7時間30分	7時間15分以上	7時間45分未満
21152	880	日中一時支援 8時間	7時間45分以上	8時間15分未満
21153	930	日中一時支援 8時間30分	8時間15分以上	8時間45分未満
21154	980	日中一時支援 9時間	8時間45分以上	9時間15分未満
21155	1030	日中一時支援 9時間30分	9時間15分以上	9時間45分未満
21156	1080	日中一時支援 10時間	9時間45分以上	10時間15分未満
21157	1140	日中一時支援 10時間30分	10時間15分以上	10時間45分未満
21158	1200	日中一時支援 11時間	10時間45分以上	11時間15分未満
21159	1260	日中一時支援 11時間30分	11時間15分以上	11時間45分未満
21160	1320	日中一時支援 12時間	11時間45分以上	12時間15分未満
21163	42	給食加算	1回	
21177	50	送迎加算	2回	
21179	40	入浴加算	1回	
21385	100	早朝・夕方加算 30分	15分以上	45分未満
21386	110	早朝・夕方加算 1時間	45分以上	1時間15分未満
21387	480	早朝・夕方加算 1時間30分	1時間15分以上	1時間45分未満
21388	600	早朝・夕方加算 2時間	1時間45分以上	2時間15分未満
21389	800	早朝・夕方加算 2時間30分	2時間15分以上	2時間45分未満
21390	900	早朝・夕方加算 3時間	2時間45分以上	3時間15分未満
21391	950	早朝・夕方加算 3時間30分	3時間15分以上	3時間45分未満
21392	1000	早朝・夕方加算 4時間	3時間45分以上	4時間01分未満

ウ サービスコード一覧表

(イ) 負担割合5%

サービスコード	単位数	サービス名称	判定時間・限度回数	
20017		日中一時 障がい者・児 一般 決定		
21304	100	日中一時支援 30分	15分以上	45分未満
21305	150	日中一時支援 1時間	45分以上	1時間15分未満
21306	180	日中一時支援 1時間30分	1時間15分以上	1時間45分未満
21307	200	日中一時支援 2時間	1時間45分以上	2時間15分未満
21308	380	日中一時支援 2時間30分	2時間15分以上	2時間45分未満
21309	430	日中一時支援 3時間	2時間45分以上	3時間15分未満
21310	480	日中一時支援 3時間30分	3時間15分以上	3時間45分未満
21311	500	日中一時支援 4時間	3時間45分以上	4時間15分未満
21312	550	日中一時支援 4時間30分	4時間15分以上	4時間45分未満
21313	580	日中一時支援 5時間	4時間45分以上	5時間15分未満
21314	630	日中一時支援 5時間30分	5時間15分以上	5時間45分未満
21315	680	日中一時支援 6時間	5時間45分以上	6時間15分未満
21316	730	日中一時支援 6時間30分	6時間15分以上	6時間45分未満
21317	780	日中一時支援 7時間	6時間45分以上	7時間15分未満
21318	830	日中一時支援 7時間30分	7時間15分以上	7時間45分未満
21319	880	日中一時支援 8時間	7時間45分以上	8時間15分未満
21320	930	日中一時支援 8時間30分	8時間15分以上	8時間45分未満
21321	980	日中一時支援 9時間	8時間45分以上	9時間15分未満
21322	1030	日中一時支援 9時間30分	9時間15分以上	9時間45分未満
21323	1080	日中一時支援 10時間	9時間45分以上	10時間15分未満
21324	1140	日中一時支援 10時間30分	10時間15分以上	10時間45分未満
21325	1200	日中一時支援 11時間	10時間45分以上	11時間15分未満
21326	1260	日中一時支援 11時間30分	11時間15分以上	11時間45分未満
21327	1320	日中一時支援 12時間	11時間45分以上	12時間15分未満
21347	42	給食加算	1回	
21362	50	送迎加算	2回	
21364	40	入浴加算	1回	
21936	100	早朝・夕方加算 30分	15分以上	45分未満
21937	110	早朝・夕方加算 1時間	45分以上	1時間15分未満
21938	480	早朝・夕方加算 1時間30分	1時間15分以上	1時間45分未満
21939	600	早朝・夕方加算 2時間	1時間45分以上	2時間15分未満
21940	800	早朝・夕方加算 2時間30分	2時間15分以上	2時間45分未満
21941	900	早朝・夕方加算 3時間	2時間45分以上	3時間15分未満
21942	950	早朝・夕方加算 3時間30分	3時間15分以上	3時間45分未満
21943	1000	早朝・夕方加算 4時間	3時間45分以上	4時間01分未満